

令和8年度産業廃棄物対策研修（基礎）実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

産業廃棄物の適正処理の推進には、産業廃棄物行政の実務を担い、産業廃棄物処理業者を指導・監督・育成する立場にある担当者の対処能力を向上させることが重要である。

このような背景から、本研修は、国及び地方公共団体等において産業廃棄物対策業務を担当する職員に対し、業務遂行に必要な基本的な法的知識等を習得させるとともに、研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的として実施する。

2. 概要

本研修は期間内に講義動画を全て視聴し、指定された日時に環境調査研修所に集合し実施する。

また、カリキュラムの一部に含まれている講義動画については、環境調査研修所において開催する集合研修に参加できないことから講義動画の視聴のみを希望する者（以下「動画視聴希望者」という。）に対しても公開する。詳細については「13. 動画視聴のみを希望する場合」を参照。

※以下、「研修」「研修生」とは動画視聴及び集合研修両方に参加する者を前提とし、講義動画視聴のみの場合は研修としては取り扱わない。

3. 期間及び会場

(1) 期間

会場に集合する期間：令和8年11月10日（火）～11月13日（金）

講義動画視聴期間：令和8年10月26日（月）～11月20日（金）

※会場に集合する期間中は受講者全員合宿制となる。

※講義動画の視聴方法については、別途連絡する。

(2) 会場

環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3

TEL 04-2994-9766

4. 教科内容 3頁のとおりとする。

5. 研修予定人員 90名程度

6. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 国及び地方公共団体等において産業廃棄物対策業務を担当している職員及び環境省において実務修習中の環境行政実務研修生。

(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者。

(3) 所属長の推薦を受けた者。

7. 研修生の推薦方法

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙1「被推薦者名簿」を、令和8年9月4日(金)までに環境調査研修所に提出すること。送付は電子での提出を基本とし、その際、環境調査研修所所長あての文書は要さない。

なお、2名以上推薦する場合、被推薦者名簿に推薦希望の順位を示すこと。

【提出先】環境調査研修所教務課：KYOMU_KA@env.go.jp

8. 被推薦者が定員を超えた際の調整方法

- ・ 同じ推薦機関で2名以上の希望があった場合、推薦希望順位を留意し、調整する場合がある。
- ・ 定員を超えた場合、地方公共団体を優先させていただく場合がある。
- ・ 被推薦者数を調整するに当たっては、業務経験及び過去の受講実績等を考慮する場合がある。

9. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、「7. 研修生の推薦方法」の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

なお、定員超過等により研修生として決定されなかった被推薦者に対しても、「13. 動画視聴のみ希望する場合」と同様に、講義動画視聴の URL を送付する。

10. 修了証書の交付

受講の状態（修了または未修了）については、研修終了後所属長に通知する。なお、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した場合に修了とする。また、修了した場合、修了証書（電子データ）を交付する。

※講義動画の視聴確認は、環境調査研修所の指定する方法に従うこと。

11. 経費

往復に必要な旅費及び滞在費は所属長の負担とする。

ただし、環境省の職員については、以下の負担とする。

環境専門調査員：所属が負担。

それ以外の職員：環境調査研修所が負担。

なお、環境調査研修所における宿泊費は無料だが、別途、滞在費として必要な食費、雑費等を徴収する。

12. 日程について

別添2「令和8年度産業廃棄物対策研修（基礎）日程表」のとおり。

13. 動画視聴のみ希望する場合

「6. 研修を受ける資格」（1）を満たす者であって被推薦者でない者のうち、都合により集合研修に参加できないが、本研修で動画配信を行う講義（対象講義は3頁に記載）の動画視聴希望者がいる場合は、別紙2「動画視聴希望者登録表」を令和8年10月9日（金）までに環境調査研修所に提出すること。送付は電子での提出を基本とし、その際、環境調査研修所所長あて文書は要さない。

【提出先】環境調査研修所教務課：KYOMU_KA@env.go.jp

動画視聴期間は、「3. 期間及び会場」（1）に記載の講義動画視聴期間と同様とし、動画視聴希望者の定員は設けない。講義動画視聴のため案内等は、別紙2で登録のあった動画視聴希望者宛に後日連絡する。なお、講義動画視聴のみの場合は研修としては取り扱わないため、「10. 修了証書の交付」に記載の修了の状態の通知は行わないが、動画視聴者は後日送付するアンケートに回答すること。アンケートについては、別途連絡する。

14. その他

「研修受講ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報）を環境調査研修所ホームページ（<https://neti.env.go.jp/train/guidebook.html>）に掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、以下のQRコードからもアクセス可能です。



<産業廃棄物対策研修(基礎) 教科内容 > 合計 24.25 時間

○講義動画一覧

配信される以下の講義動画を令和8年10月26日(月)～11月20日(金)の間に視聴すること。
実施要綱13.により登録した動画視聴希望者は、下記の講義のみ受講可能。

1. 本研修の概要、産業廃棄物に関する最近の動向(※集合研修開始前までに視聴すること) 1.0 時間
2. 行政処分の指針等重要通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.0 時間
3. 行政不服審査・・ 1.0 時間
4. 排出事業者責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.0 時間

I 廃掃法の基礎的な法的知識

廃棄物該当性判断や施設設置許可審査等に関する法的知識を体系的に学び、産業廃棄物対策業務に必要な基礎的な法的知識等を整理する。

1. 廃掃法概論・・ 1.5 時間
2. 廃棄物該当性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間
3. 業許可審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間
4. 施設設置許可の審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間
5. 処理基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間
6. 施設基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間

II 不法投棄・不適正処理事案の発見・対応

不法投棄・不適正処理事案の発見・対応のために必要な法的知識を体系的に習得し、実務に対応するためのスキルを向上させる。特に立入検査の際の実務上の留意点の習得、排出事業者責任の追及のための法的知識等の習得により、実際の不適正処理事案を適切の発見し対応するための法的知識等の理解を深める。

1. 不適正処理事案の端緒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間
2. 不法投棄・不適正処理事案の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間
3. 改善命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間
4. 措置命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間
5. 原状回復・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間

III 事例紹介・・ 1.5 時間

研修で学んだ法的知識等を適用する典型的事例を紹介し、実際の産業廃棄物行政実務に習得した法的知識等を適用し、適切に対応する能力を高める。

IV 産廃行政と暴力団対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5 時間

廃棄物行政と関連の多い暴力団の状況について理解を深め、業務の遂行に資する。

V その他(開・閉講式、オリエンテーション等)・・・・・・・・・・・・・・・・ 0.75 時間

(注) ○教科内容は、都合により一部変更になることがあります。

○開講式は13時15分より行いますので、12時45分までに入所してください。

○閉講式は15時45分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。

○帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。